

陳情第7号  
2023年5月29日

国立市議会議長 高柳 貴美代 様

## 国立第二小学校改築工事に関する

### 中庭におけるスロープの再考を求める陳情

#### 陳情の趣旨

国立第二小学校改築工事は、工事契約を経て今年の4月に着工しました。校舎の中庭に設置が予定されているスロープ（斜路）に関して問題が依然として残されたままであることから、陳情を提出します。

国立第二小学校改築計画は、「国立第二小学校改築マスタープラン協議会」（教育関係者、近隣の住民、学校建築の専門家、国立市の職員によって編成）で議論が交わされました。他の地域の小学校の先進事例の視察、学校づくりの理念の検討を経て、校舎配置の検討、諸室のゾーニングの検討から、校舎の配置の二案—北側案・東側案を比較検討するなど、第二小学校が今まで持ってきた良い形質を保ちつつ、これから の子どもたちの小学校での生活を豊かにするための様々な検討を重ねてきました。そして、2019（令和元）年7月に「国立第二小学校改築マスタープラン」が公表されました。校舎棟と体育館・地域コミュニティ施設棟を敷地の東側に配置して、屋外運動場を西側に配置する計画のもと、校舎棟には学年ごとの普通教室と特別支援教室、特別教室をグルーピングして配置しています。建物は3階建てとして校舎の中心に中庭を設けて、採光・通風に配慮した屋内空間を計画しています。中庭に面してロの字型に廊下を配置して、行き止まりが無くコンパクトな校舎として設計されています。

2021（令和3）年2月に公表された「国立第二小学校・複合公共施設設計経過報告書」に、校舎棟平面計画の基本方針に関して図1の説明があります。

中心に中庭を設けた、採光・風通しのよい学習空間をつくります。

#### 校舎棟平面計画の基本方針

校舎棟には管理室や普通教室、特別支援教室（はばたき）、特別支援学級（プラタナス）、特別教室等を配置します。建物は3階建として校舎の中心に中庭を設けて、採光・通風の良い屋内空間を実現します。中庭に面してロの字型に廊下を配置して、行き止まりが無く、コンパクトな校舎とします。

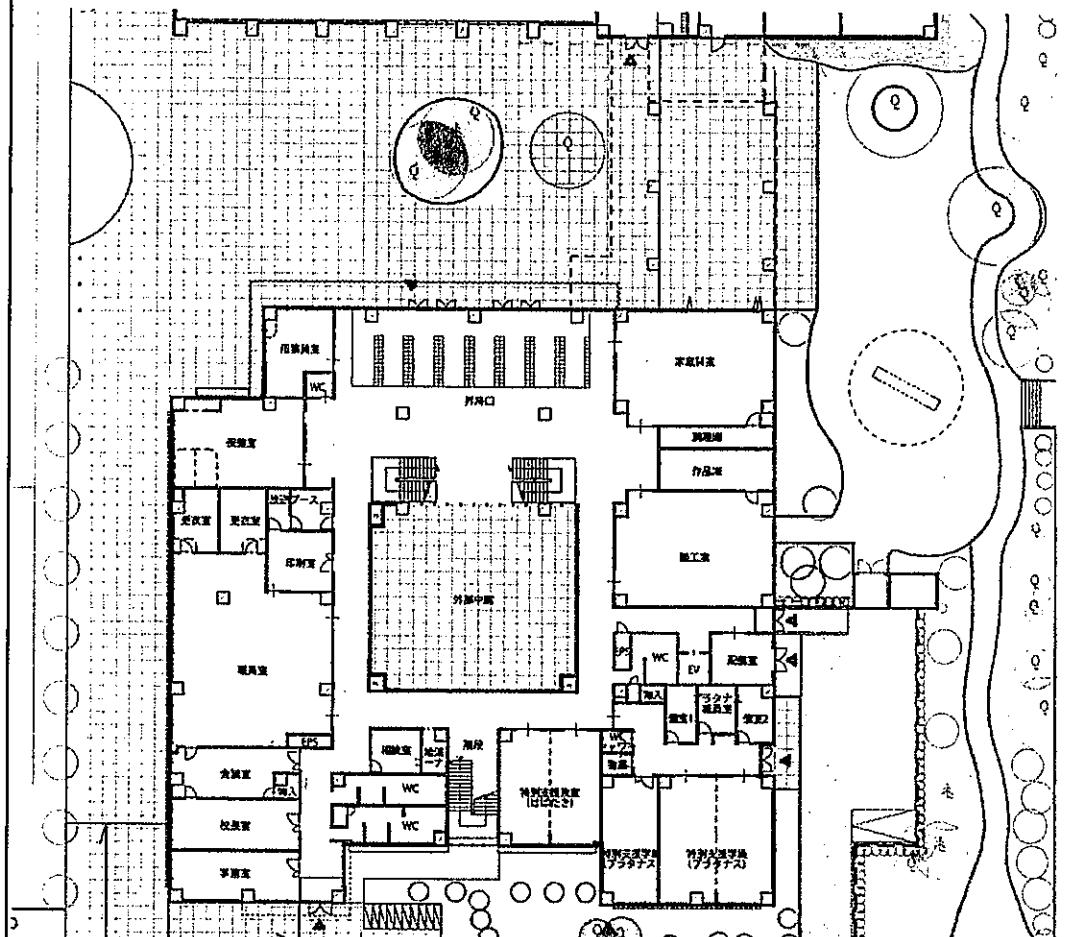
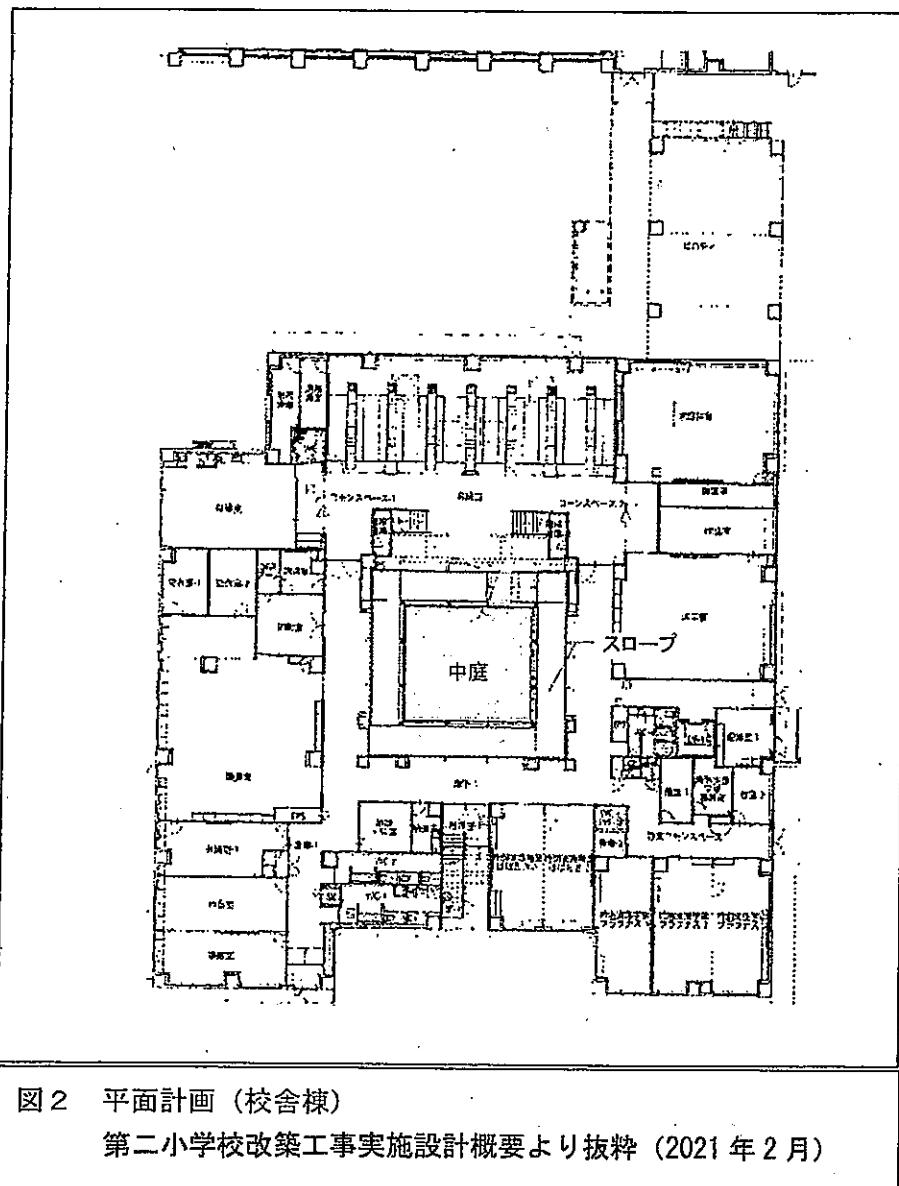


図1 校舎棟平面計画の基本方針

国立第二小学校・複合公共施設設計経過説明書のP5より抜粋（2021年2月）

ところが、2022（令和4）年11月25日、27日実施設計概要の説明会でスロープ

を中庭に設置する計画が出来ます。教育委員会の担当者の説明によると、2022（令和4）年5月に教育委員会の担当者が国立市内のしうがい者団体の一名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置についての望ましいとの意見を提示されたとのことです。教育委員会は、フルインクルーシブを進める国立市の方針に基づいて、中庭にスロープを設置する改築設計案を作成して市役所と市議会で設計変更及び工事金額の増額の承認に至ったとの説明をしています。（図2 平面計画（校舎棟））



スロープを廊下の四周に配置することには次のような問題があります

1. 中庭の面積が、2021（令和3）年2月のマスタープランでは  $212.25 \text{ m}^2$  ( $15.00 \times 14.15\text{m}$ ) に対して、2022（令和4）年11月では  $79.165 \text{ m}^2$  ( $9.625\text{m} \times 8.225\text{m}$ ) と約 63% も減少します。スロープを中庭に設置することで中庭が持つ視覚・心理的な影響を蒙り、物理的な影響も大きいと言えます。
2. 教室の周囲の廊下の採光は、スロープのために相当程度減失します。1階をスロープで下るためには1周半廻るので、採光の効果はさらに小さくなります。
3. 自然換気は、中庭の窓から約 3m の距離があるために換気の効果が減殺されます。
4. スロープが設置されると、廊下から中庭への視界がかなり制限されます。登下校時や授業の休み時間に、そして時には友とともに中庭や向かいの廊下、そして空を見上げる風景は小学校の子どもにとって特に大事です。

また、スロープを設置したとき、スロープを走る子どもの安全を配慮する必要があります。子どもの頃に「廊下を走らないように。」と注意されたものの、時々そのルールを破った覚えが私にはあります。「スロープを走らないように。」と注意しても、子供は守るでしょうか、まして先生がそばにいない時には。13分の1の斜路の勾配ですと、走れば相当の速度が出てけがや重大な事故も予想されます。

私は、スロープを設置する意義はあると思います。しかし、マスタープラン協議会において検討の第一段階で設置を予定していなかったスロープを、改築計画に採用するためには、元のマスタープランのコンセプトを大事にしながら、スロープの安全性、位置や勾配、形状そして設計変更費用、増額工事費などを検討していく必要があります。教育委員会の検討段階において、上記の1. から4. までの問題点そしてスロープの安全性などについて十分に検討したのでしょうか。

中庭に面して設置する計画のスロープは、基本のコンセプトにあるように、廊下と

中庭をつなぐ重要な建築の要素（エレメント）です。しかも、これまでの小中学校で室内スロープの実施例は皆無に近く、パース（透視図）だけではなく模型を製作して、空間デザインや詳細の検討を進める必要があります。教育委員会の担当者に、模型による検討を尋ねたところ、残念ながら製作していないという回答でした。

さらには、マスタープラン協議会の委員の中で唯一人の学校建築設計の専門家を務められた委員の方に、中庭のスロープについて訊きました。彼は中庭のスペースに室内スロープを設置することについて、教育委員会の方から全く耳にしていないという答えでした。

スロープの設置にそれなりに説得力があったとしても、マスタープランを作成する段階で検討をしていないスロープのような機能空間を組み込む際には、他の機能空間との相互関係の中で位置や安全、詳細を含めた検討が必須です。少なくともマスタープラン協議会における学校建築の専門家と意見を交わして修正案を作成していく必要がありました。

そこで、以下を求めます。

#### 陳情事項

スロープの設置に関して、至急にマスタープラン協議会の委員の方々と対応策を議論していただきたい。すなわち、スロープを設置することのはず、そしてもしスロープを設置する場合には、どこにスロープを設置したらよいかです。そして近隣の住民の方々と市民に対して説明をすることを要望いたします。

小学校は、これから国立のまちとして社会を作っていく子供たちが生活する大切な場です。市民の皆さんもからの小学校をしっかりとと考えて、改築計画を作成していきたいと思います。